

「BGM 手続き推進月間」について

一般社団法人全国有線音楽放送協会、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び一般社団法人日本 BGM 協会は、2015 年 6 月と 7 月を「BGM 手続き推進月間」と定め、お店などの施設が BGM を適法に利用するための活動を共同して実施することになりました。

お店などの施設で、JASRAC が管理する楽曲を BGM で利用する場合は、所定の著作権手続きが必要となります。

BGM を流す施設の著作権管理を開始した 2002 年当時は、ほとんどの施設が業務用 BGM を利用していました。業務用 BGM の場合、[当協会加盟社](#)ら音源を提供している事業者が施設に代わって JASRAC に著作権の手続きを行っていたことから、適法に利用されていました。

ところが、ここ数年、BGM の音源が多様化（市販の CD、携帯音楽プレーヤー、パソコン、インターネットラジオ等）してきました。こうした BGM の利用については、利用する施設ごとに個別に著作権の手続きを行う必要がありますが、いまだに手続きが行われていない施設が多く存在しています。

当協会及び加盟事業者は、「BGM 手続き推進月間」を通じ JASRAC 及び日本 BGM 協会と共同して BGM の適法利用を推進してまいります。

以上

平成 27 年 5 月 27 日
一般社団法人全国有線音楽放送協会